平成２８年（フ）第３１２号
岡山市東区西祖70番地
債務者　小林　輝男
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１３号
岡山市東区西祖70番地
債務者　小林　真紀
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８号
大分県宇佐市大字神子山新田39―２―815、住民票上の住所大分県宇佐市大字松崎１番地の113
債務者　嶋田　綾香
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月17日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１号
大分県豊後高田市香々地4647番地２
債務者　菊池　　彬
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月10日午後１時55分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４号
大分県中津市大字田尻595番地３
債務者　遠藤　　明
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月17日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９号
大分県宇佐市院内町平原318番地の１
債務者　下村多摩子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月10日午後４時40分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１１号
静岡県藤枝市善左衛門３丁目30番地の４　大洲西団地54Ｂ－７
債務者　高松　圭美
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１９号
静岡市葵区安倍口団地６番１―21号
債務者　鴨下二二雄
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１号
沖縄県うるま市字赤道249番地７　屋宜アパート201
債務者　我那覇清乃（旧姓瑞慶覧）
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第９４号
沖縄県うるま市字西原170番地　目取真アパートＡ－１
債務者　喜屋武美由紀
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１０２号
沖縄県宜野湾市真志喜２丁目９番２―102号　山仲マンション
債務者　長倉　昌洋
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１０７号
沖縄県中頭郡北谷町北谷１丁目８番地８　コーポサングレイス401
債務者　志良堂智子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１１２号
沖縄県沖縄市字登川499番地１　ヒルズガーデン仲宗根105
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第４２１号
静岡市清水区弥生町３番10号　Ｄ号
債務者　横山　幸治
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月14日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３４号
静岡県島田市月坂１丁目12番地の８
債務者　陶山　　実
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月14日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部